



社保通信をお届けします。P1～3..... 検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

オンライン請求以外の方へ

令和7年1月号の会報に同封しております、検討委員会からのお知らせ・

「当座口振込通知書、診療報酬等支払通知書(後期高齢者医療)等のダウンロードについて」はオンライン請求を行っている医療機関に関する資料で、オンライン請求免除医療機関(CD媒体及び紙請求を行っている医療機関等)は従来通り郵送されますのでご承知おき下さい。

社保委員会のひとこと

オンライン請求を行っている医療機関では、当座口振込通知書、診療報酬等支払通知書等は、3ヶ月経過するとダウンロードできなくなります。ダウンロードし忘れないよう、できるだけオンライン請求をした時に、常にダウンロードするようにお願いいたします。

確定申告に必要な書類となる

支 払 基 金 : 令 和 6 年 分 の 支 払 調 書、

国 保 連 合 会 : 令 和 6 年 度 支 払 額 決 定 通 知 書 に つ い て

支払基金

令和6年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書については、令和7年2月22日(土)にオンライン請求システムで配信いたします。

なお、電子媒体又は紙レセプトで請求されている保険医療機関等については、令和7年2月21日(金)の支払完了後、令和7年2月25日頃の送付を予定しています。

国保連合会

令和6年度支払額決定通知書(令和6年1月診療～12月診療の合計(年計))

令和7年2月15日(土)に公開予定となっております。

なお、電子媒体又は紙レセプトで請求されている保険医療機関等については、令和7年2月末までの送付を予定しています。

・薬剤長期収載品について摘要欄記載がなく算定されているケースが散見されます。

ご確認のうえ必ず摘要欄記載をお願いいたします。

(対象となる歯科における医薬品の例)

主要な医薬品・・・ジスロマック錠 250mg、アフタゾロン口腔用軟膏 0.1%

セフゾン細粒小児用 10%、ジスロマック細粒小児用 10%、ミノマイシンカプセル 100mg、

クラビット細粒 10%、クラビット錠 500mg、ボルタレン錠 25mg、ロキソニン細粒 10%、

ロルカム錠 2mg、ロルカム錠 4mg 等

また、院内処方において用いられている摘要欄記載の1例を下記にお示しします。

〔摘要欄〕後発医薬品の在庫状況を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため

- ・口腔機能管理料算定について「口腔機能管理中」病名で算定されるケースが散見されます。「口腔機能低下症」病名の記載をしてください。
- ・パノラマ算定には口腔内を上下左右の4ブロックに分け3ブロックに傷病名が必要です。または、デンタルで概ね5枚以上に相当する傷病名が必要です。1つの傷病名でも水平埋伏智歯、Perico、顎関節症、顎骨吸収不全等の病名があればパノラマ算定はできます。(保険請求の手引 P109 参照)

社保委員会のひとこと

P 病名等のブロック数が足りない場合、「MT」や「義歯不適合」等の義歯関連病名でもパノラマ算定が可能です。その際は摘要欄に、「顎堤の骨の状態を確認するため」「顎堤精査のため」等の記載が必須となります。

～令和6年度 診療報酬改定で経過措置が設けられたもの～

令和6年度診療報酬改定で経過措置が設けられたものについて対応等をお知らせします。

「施設基準」再度の届出

令和6年3月31日時点において下記「施設基準」届出を行っている医療機関

改定前	改定後	経過措置
か強診	→ 口管強	<u>令和7年5月31日まで</u>
外来環	→ 外安全、外感染	<u>再度の届出必要</u>

「施設基準」ウェブサイト掲載

自ら管理するホームページを有する医療機関は施設基準の届出事項等をウェブサイトに掲載しなければならないこととなっております。

経過措置は 令和7年5月31日 となっております

ウェブサイト掲載につきましてはそろそろ準備をお願いします。

今一度自分の医療機関の届出忘れがないかご確認ください。

届出資料、掲載資料等は県歯ホームページの社会保険部にアップロードしております。

歯科点数表の解釈にも「地方厚生(支)局長へ届け出ることとされている事項を届出た場合は、当該届出た事項を掲示するとともに、原則としてウェブサイトに掲載するものとする」となっておりますので、ご注意ください。

日歯「社会保険診療報酬点数早見表(1)」の修正

～ 令和7年1月1日より ～

日本歯科医師会より「社会保険診療報酬点数早見表(1)」へ下記修正の連絡がありました。
お手元の点数早見表への追加と訂正をお願いします。

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和7年1月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

		初診料……267 未届出……240	再診料……58 未届出……44		
通信機器 利用時	233	51	医療 D X	《初診時》 医療情報取得加算（月1回）…+1	《再診時》 医療情報取得加算（3月に1回）…+1
明細		+1		医療DX推進体制整備加算(1～3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1 +9 加算2 +8 加算3 +6 ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)	マイナ保険証の利用実績に基づいた各加算の適用率について 加算1 <u>30%</u> 加算2 <u>20%</u> 加算3 <u>10%</u>
修正					